

社会福祉法人 千寿福祉会 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下、「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、心身ともに健やかに育成され、また、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)第一種社会福祉事業

- (イ)障害者支援施設の経営
- (ロ)特別養護老人ホームの経営
- (ハ)軽費老人ホームの経営

(2)第二種社会福祉事業

- (イ)障害福祉サービス事業の経営
- (ロ)老人短期入所事業の経営
- (ハ)老人介護支援センター事業の経営
- (二)老人デイサービス事業の経営
- (ホ)認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヘ)老人居宅介護等事業の経営
- (ト)保育所の経営
- (チ)一時預かり事業の経営
- (リ)特定相談支援事業の経営
- (ヌ)一般相談支援事業の経営
- (ル)障害児相談支援事業の経営
- (ヲ)放課後児童健全育成事業の経営
- (ワ)障害児通所支援事業の経営
- (カ)幼保連携型認定こども園の経営
- (ヨ)小規模保育事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人千寿福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、障害者・児、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岡山県津山市瓜生原326番地の1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める

報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認並びに事業報告の承認
- (6) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業及び収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 3名

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の専務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第22条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

- 第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会に議長を置く。

2 議長は、理事会の開催の都度、出席した理事により互選する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業及び第43条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、岡山県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岡山県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、心身ともに健やかに育成され、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援の事業
- (2) 日中一時支援の事業
- (3) 介護保険法に基づく第1号訪問事業(基準緩和型訪問サービス)
- (4) 介護保険法に基づく第1号通所事業(基準緩和型通所サービス)
- (5) 介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業
- (6) 送迎保育ステーション事業の受託経営
- (7) 人材育成事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第43条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) コンピューター保守の事業
- (2) 売電の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(収益の処分)

第44条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第45条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岡山県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岡山県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人千寿福祉会の掲示板に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第49条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。

理事長 影山 太郎

理事 生末 敏夫

理事 小林 敏隆

理事 川端 克巳

理事 福原 庸二

理事 近光 利樹

理事 内田 孔午

理事 太田 俊郎

監事 浦上 晋

監 事 福田 幹尚

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成18年7月5日岡山県指令第3168号)から施行する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成19年3月30日岡山県指令第135号)から施行する。

附則:この定款の改定は、平成19年5月26日から施行する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成20年9月30日岡山県指令障第2077号)から施行する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成22年8月6日岡山県指令障第67号)から施行する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成23年2月22日岡山県指令障第169号)から施行する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成23年3月31日岡山県指令障第250号)から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成23年11月30日岡山県指令障第201号)から施行し、平成23年12月1日から適用する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成24年10月22日岡山県指令障第1353号)から施行し、平成24年10月23日から適用する。

附則:この定款の改定は中国四国厚生局長認可の日(平成25年5月9日中厚発第0509第20号)から施行し、平成25年5月14日から適用する。

附則:この定款の改定は、平成25年6月20日から適用する。

附則:この定款の改定は、中国四国厚生局長認可の日(平成26年3月26日中厚発0326第25号)から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則:この定款の改定は、中国四国厚生局長認可の日(平成27年3月4日中厚発0304第16号)から施行し、平成27年3月5日から適用する。

附則:この定款の改定は、中国四国厚生局長認可の日(平成28年3月29日中厚発0329第56号)から施行する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成28年7月19日岡山県指令障第60号)から施行する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成28年11月10日岡山県指令障第157号)から施行する。

附則:この定款の改定は、平成29年4月1日から施行する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成29年12月13日岡山県指令障第199号)から施行する。

附則:この定款の改定は、平成30年6月21日から施行する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(平成31年1月23日岡山県指令指第215号)から施行する。

附則:この定款の改定は、令和元年6月25日から施行する。

附則:この定款の改定は、岡山県知事認可の日(令和2年2月26日岡山県指令指第163号)から施行する。

附則:この定款の改定は、令和3年6月25日から施行する。

別表

基 本 財 産 明 細

1 土地

番号	所 在	地 目	地積 (m ²)	備 考
1	岡山県津山市瓜生原字天田谷326番1	宅地	928.00	障がい者支援施設みすず 荘敷地
2	岡山県津山市瓜生原字天田谷329番2	宅地	729.00	障がい者支援施設みすず 荘敷地
3	岡山県津山市瓜生原字天田谷324番1	宅地	1177.00	障がい者支援施設みすず 荘敷地
4	岡山県津山市瓜生原字天田谷325番1	宅地	248.00	障がい者支援施設みすず 荘敷地
5	岡山県津山市瓜生原字天田谷325番2	宅地	90.00	認知症対応型老人共同生 活援助事業グループホー ムみすず敷地
6	岡山県津山市瓜生原字天田谷323番	宅地	1279.00	障がい者支援施設みすず 荘敷地
7	岡山県津山市瓜生原字天田谷329番1	宅地	942.00	障がい者支援施設みすず 荘敷地
8	岡山県津山市瓜生原字天田谷283番	宅地	418.00	障がい者支援施設みすず 荘敷地
9	岡山県津山市瓜生原字天田谷286番	宅地	595.00	障がい者支援施設みすず 荘敷地
10	岡山県津山市瓜生原字天田谷324番2	宅地	116.00	障がい者支援施設みすず 荘敷地
11	岡山県津山市瓜生原字天田谷290番1	宅地	952.00	認知症対応型老人共同生 活援助事業グループホー ムみすず敷地
12	岡山県津山市瓜生原字大正寺1466番1	宅地	623.00	指定共同生活援助事業所 姫山の里敷地
13	岡山県津山市瓜生原字大正寺1425番4	雑種地	22	指定共同生活援助事業所 姫山の里敷地
14	岡山県津山市下高倉西字姫山452番2	宅地	564.00	指定共同生活援助事業所 姫山の里敷地
15	岡山県津山市下高倉西字姫山440番	宅地	716.00	指定共同生活援助事業所 姫山の里敷地
16	岡山県津山市下高倉西字姫山439番	宅地	586.00	指定共同生活援助事業所 姫山の里敷地
17	岡山県加賀郡吉備中央町北字池ノ砂975番 1	宅地	5814.31	障がい者支援施設吉備高 原清和荘敷地
18	神戸市灘区高徳町五丁目2番3	宅地	285.73	認定こども園高羽COC ORO敷地
19	岡山県美作市中山字野辺ヶ尻1483番1	宅地	1092.12	グループホーム湯郷・デイ サービスセンター湯郷敷地

番号	所 在	地 目	地積 (m ²)	備 考
20	岡山県美作市中山字野辺ヶ尻1483番3	宅地	910.48	グループホーム湯郷・デイサービスセンター湯郷敷地
21	岡山県美作市中山字野辺ヶ尻1483番6	宅地	325.04	グループホーム湯郷・デイサービスセンター湯郷敷地
22	岡山県美作市中山字野辺ヶ尻1483番7	宅地	22.69	グループホーム湯郷・デイサービスセンター湯郷敷地
23	岡山県美作市中山字野辺ヶ尻1483番9	雑種地	1.14	グループホーム湯郷・デイサービスセンター湯郷敷地
24	岡山県美作市中山字野辺ヶ尻1483番10	雑種地	8.37	グループホーム湯郷・デイサービスセンター湯郷敷地
25	岡山県美作市中山字野辺ヶ尻1483番11	公衆用道路	37	グループホーム湯郷・デイサービスセンター湯郷敷地
26	岡山県美作市中山字野辺ヶ尻1483番12	公衆用道路	0.37	グループホーム湯郷・デイサービスセンター湯郷敷地
27	岡山県美作市中山字野辺ヶ尻1483番13	公衆用道路	21	グループホーム湯郷・デイサービスセンター湯郷敷地
28	岡山県美作市中山字野辺ヶ尻1483番14	公衆用道路	9.28	グループホーム湯郷・デイサービスセンター湯郷敷地
29	岡山県美作市中山字前田1482番5	宅地	21.92	グループホーム湯郷・デイサービスセンター湯郷敷地
30	岡山県津山市瓜生原字天田谷321番	原野	1124	就労継続支援B型事業所ホワイト敷地
31	岡山県津山市瓜生原字天田谷358番2	山林	204	就労継続支援B型事業所ホワイト敷地
32	岡山県津山市瓜生原字天田谷358番3	山林	50	就労継続支援B型事業所ホワイト敷地
33	岡山県津山市津山口字河通151番2	宅地	446.07	よりそい津山口敷地
34	岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ケ179番9	雑種地	207	さやかなる苑敷地
35	岡山県久米郡美咲町書副字ススキ190番8	雑種地	866	さやかなる苑敷地
36	岡山県久米郡美咲町書副字ススキ224番3	宅地	656.50	さやかなる苑敷地
37	神戸市灘区高徳町五丁目2番4	宅地	555.88 (敷地権割合: 555.88m ² のうち 1579330分 の69350)	放課後等デイサービス敷地
38	神戸市灘区灘南通二丁目2番	宅地	123.27	琵琶COCORO保育園 まや分園敷地
39	神戸市灘区灘南通二丁目3番	宅地	86.35	琵琶COCORO保育園 まや分園敷地
40	神戸市灘区灘南通二丁目4番	宅地	50.12	琵琶COCORO保育園 まや分園敷地
41	総社市南溝手字新町西南413番1	雑種地	689	そうじや晴々敷地
42	総社市南溝手字野荒421番1	雑種地	937	そうじや晴々敷地

2 建物

番号	所 在	主である建物又は附属建物	種類	構造	床面積 (m ²)	備考
1	岡山県津山市瓜生原字天田谷326番地1、286番地、324番地1、324番地2、329番地1、329番地2、283番地、325番地1	主	養護所・訓練室	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板・合金メッキ鋼板ぶき平家建	2,156.74	障がい者支援施設みすず荘
2	岡山県津山市瓜生原字天田谷323番地	主	休憩所	木造セメント瓦葺平家建	64.69	障がい者支援施設みすず荘
3	岡山県津山市瓜生原字天田谷290番地1、286番地、287番地、292番地2、325番地2、329番地2	主	養護所	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	205.67	グループホームみすず
4	岡山県津山市瓜生原字天田谷290番地1、286番地、287番地、292番地2、325番地2、329番地2	附属	養護所	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	221.81	グループホームみすず
5	岡山県津山市瓜生原字天田谷322番地	主	事務所・倉庫	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階 52.29 2階 52.29	就労継続支援B型事業所ホワイト
6	岡山県津山市瓜生原字天田谷292番地1、322番地	主	作業所	軽量鉄骨造スレートぶき平家建	93.24	就労継続支援B型事業所ホワイト
7	岡山県津山市下高倉西字姫山439番地、440番地、452番地2	主	養護所	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建	242.40	指定共同生活援助事業所姫山の里
8	岡山県津山市瓜生原字大正寺1466番地1	主	居宅	木造瓦葺2階建	1階 116.95 2階 54.04	指定共同生活援助事業所姫山の里
9	岡山県津山市瓜生原字大正寺1466番地1	主	物置	木造かわらぶき2階建	1階 18.16 2階 18.16	指定共同生活援助事業所姫山の里
10	岡山県美作市井口字向山根41番地2、41番地6 岡山県美作市福本字大倉谷口866番地、866番地1	主	養護所	鉄筋コンクリート造瓦葺2階建	1階 2281.22 2階 872.32	特別養護老人ホームロマンシティあいだ・軽費老人ホームケアハウスアイダ
11	岡山県美作市福本字清水川911番地1 岡山県美作市福本字大倉谷仲渕910番地1	主	養護所	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建	326.00	グループホームほほえみ
12	岡山県美作市福本字清水川909番地1、911番地2 岡山県美作市福本字大倉谷仲渕910番地2	主	養護所	木造瓦葺平家建	281.72	グループホームほほえみ

番号	所 在	主である建物又は附属建物	種類	構造	床面積 (m ²)	備考
13	岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ヶ 182番地4、180番地4 岡山県久米郡美咲町書副字堂ノ奥 192番地2 岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ヶ 186番地1	主	養護所	鉄筋コンクリート造合金属 メッキ鋼板ぶき平家建	2089.99	障がい者支援施設さやかなる苑
14	岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ヶ 182番地4、180番地4 岡山県久米郡美咲町書副字堂ノ奥 192番地2 岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ヶ 186番地1	附属	養護所	鉄筋コンクリート造合金属 メッキ鋼板ぶき平家建	250.00	障がい者支援施設さやかなる苑
15	岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ヶ 182番地4、180番地4 岡山県久米郡美咲町書副字堂ノ奥 192番地2 岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ヶ 186番地1	附属	洗濯室・機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	192.00	障がい者支援施設さやかなる苑
16	岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ヶ 182番地4、180番地4 岡山県久米郡美咲町書副字堂ノ奥 192番地2 岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ヶ 186番地1	附属	デイサービスセンター	鉄骨造合金属 メッキ鋼板ぶき平家建	157.40	デイサービスセンターやはら
17	岡山県久米郡美咲町書副字スルイ 238番地6 岡山県久米郡美咲町書副字堂ノ奥 192番地6	主	養護所	鉄筋コンクリート造瓦・アルミニウム板葺平家建	1453.20	軽費老人ホームケアハウス百壽
18	岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ヶ 180番地4、186番地1	主	養護所	木造垂鉛メキ鋼板葺平家建	199.03	グループホーム百
19	岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ヶ 180番地4、186番地1 岡山県久米郡美咲町書副字殿畠ヶ 185番地	主	グループホーム	鉄骨造合金属 メッキ鋼板ぶき平家建	245.11	グループホーム百
20	岡山県加賀郡吉備中央町北字池ノ 砂975番地1、977番地15	主	療護ホーム	鉄筋コンクリート造瓦葺平家建	1747.99	障がい者支援施設吉備高原清和荘
21	岡山県加賀郡吉備中央町北字池ノ 砂975番地1	附属	機械室	コンクリートブロック造コンクリート屋根平家建	59.37	障がい者支援施設吉備高原清和荘
22	岡山県加賀郡吉備中央町西字日井 高1682番地3	主	グループホーム	木造垂鉛メキ鋼板ぶき平家建	245.94	グループホーム清和
23	岡山県加賀郡吉備中央町西字日井 高1682番地3、1682番地1	主	グループホーム	木造垂鉛メキ鋼板ぶき平家建	285.69	グループホーム清和
24	神戸市灘区高徳町五丁目2番地 3、2番地6	主	保育所	鉄骨造陸屋根3階建	1階 164.58 2階 161.88 3階 76.38	認定こども園 高羽COCO RO

番号	所 在	主である建物又は附属建物	種類	構造	床面積 (m ²)	備考
25	神戸市灘区高徳町五丁目2番地3、2番地6	附属	保育所	鉄骨造陸屋根3階建	1階 69.76 2階 77.52 3階 40.72	認定こども園 高羽COCO RO
26	岡山県美作市中山字野辺ヶ尻1483番地1, 1483番地3, 1483番地7	主	デイサービスセンター・グループホーム	鉄骨・鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階 609.12 2階 674.80	デイサービスセンター湯郷・グループホーム湯郷
27	岡山県津山市津山口字河通151番地2	主	グループホーム	鉄骨造アルミニューム板葺2階建	1階 109.50 2階 107.92	よりそい津山口
28	宝塚市中筋四丁目601番地1、601番地2、602番地、603番地	主	保育所	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1階 391.47 2階 384.30 3階 184.89	宝塚COCO RO保育園
29	(一棟の建物の表示) 神戸市灘区高徳町五丁目2番地4 (建物の名称) エヌヴィ六甲道 (専有部分の建物の表示) 家屋番号：高徳町五丁目2番4の101 建物の名称：101	主	事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根7階建（延べ床面積2,013.48m ² ） のうち鉄筋コンクリート造1階建（専有）	1階部分 66.28	放課後等デイサービス
30	神戸市灘区琵琶町二丁目130番地	主	保育所	鉄骨造陸屋根3階建	1階 170.78 2階 193.33 3階 84.45	琵琶COCO RO保育園
31	神戸市灘区灘南通二丁目2番地、3番地	主	保育所	鉄骨造陸屋根3階建	1階 144.09 2階 147.98 3階 96.73	琵琶COCO RO保育園 まや分園
32	総社市南溝手字新町西南413番地1	主	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	181.37	そうじや晴々 グループホーム星
33	総社市南溝手字新町西南413番地1、字野荒421番地1	主	グループホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	181.37	そうじや晴々 グループホーム月
34	明石市大久保町ゆりのき通二丁目50番地2	主	保育所	鉄骨造陸屋根3階建	1階 691.59 2階 651.31 3階 454.04	認定こども園 ゆりのきCOCORO
35	明石市桜町1056番地7	主	保育所	鉄骨造陸屋根2階建	1階 108.23 2階 101.67	桜町ちいさな COCORO・COCOROステーション
36	総社市南溝手字野荒421番地1	主	障害福祉施設	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	324.90	そうじや晴々 アクティビティハウス空
37	岡山県津山市瓜生原字天田谷322番地、321番地	主	事務所	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	13.14	就労継続支援 B型事業所ホワイト
38	岡山県津山市瓜生原字天田谷322番地、321番地	附属	休憩所	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	49.68	就労継続支援 B型事業所ホワイト

番号	所 在	主である 建物又は 附属建物	種類	構造	床面積 (m ²)	備考
39	神戸市中央区港島中町一丁目4番地3	主	保育所	鉄骨造陸屋根 3階建	1階 308.57 2階 304.52 3階 65.18	みなとじまC O C O R O 保 育園